

令和3年8月17日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640) 県立学校教育課 谷口(内3706、直通Tel073-441-3686)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	6
職員等	
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校の教員が、顧問をしている部活動において、反則をしてもよいという指導を行っている。	不受理とし、教育委員会に回付した。
② ある風俗店では、従業員の名義貸しにより新店舗をオープンさせている。	不受理とし、警察本部に情報提供した。
③ ある交差点に設置しているアナログ時計が不具合を起こしている。	担当課に調査を指示したところ、国の所管であることが判明したため不受理としたが、担当課を通じて国に情報提供した。
④ ある県民が、飲酒、無免許により車の運転を行っている。	不受理とし、警察本部に情報提供した。
⑤ ある振興局の職員が、勤務時間中に飲食店の予約を行っていた。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。
⑥ ある振興局の職員が、スマートフォンを操作しながら自転車を運転している。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ⑤⑥

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	⑤⑥
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	4	①②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校の教員が、顧問をしている部活動において、反則をしてもよいという指導を行っている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	①
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの		

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの		

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。